

療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

療育センター条例の一部を改正する条例

療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="152 863 1081 963"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立療育センター</td><td>盛岡市</td></tr></tbody></table> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定費用のうち<u>障害者総合支援法第43条第1項及び第2項の規定に</u></p>	名 称	位 置	岩手県立療育センター	盛岡市	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 863 2089 963"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立療育センター</td><td>紫波郡矢巾町</td></tr></tbody></table> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 特定費用のうち<u>指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関</u></p>	名 称	位 置	岩手県立療育センター	紫波郡矢巾町
名 称	位 置								
岩手県立療育センター	盛岡市								
名 称	位 置								
岩手県立療育センター	紫波郡矢巾町								

より盛岡市が定めた条例に規定する指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準又は障害者総合支援法第44条第1項及び第2項の規定により盛岡市が定めた条例に規定する指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準により利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(6) [略]

3～5 [略]

する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第84条第3項及び第105条第3項並びに指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号）第22条第3項の規定に基づき利用者から支払を受けることができる費用の額の範囲内で指定管理者が定める額

(6) [略]

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年1月5日から施行する。